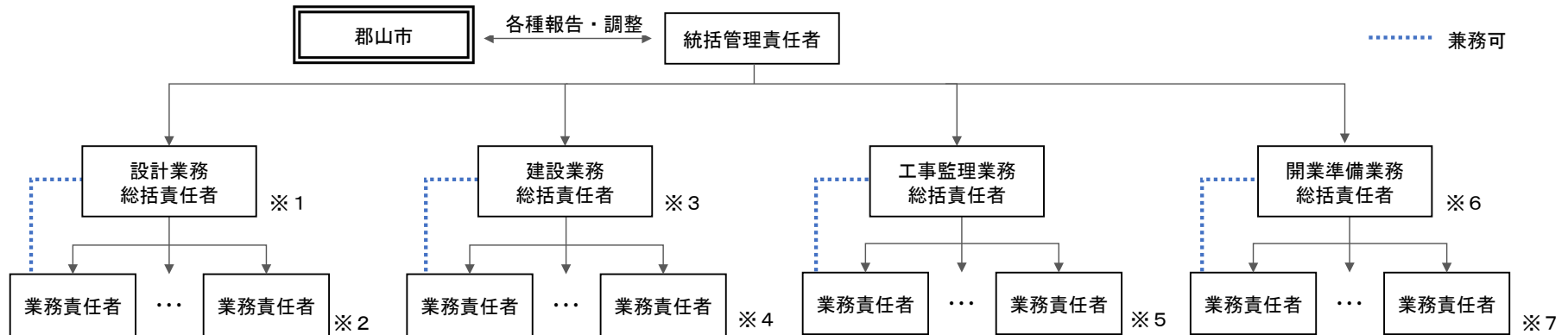


資料 10 本事業の業務実施体制図

1 設計・建設期間（開業準備期間を含む）

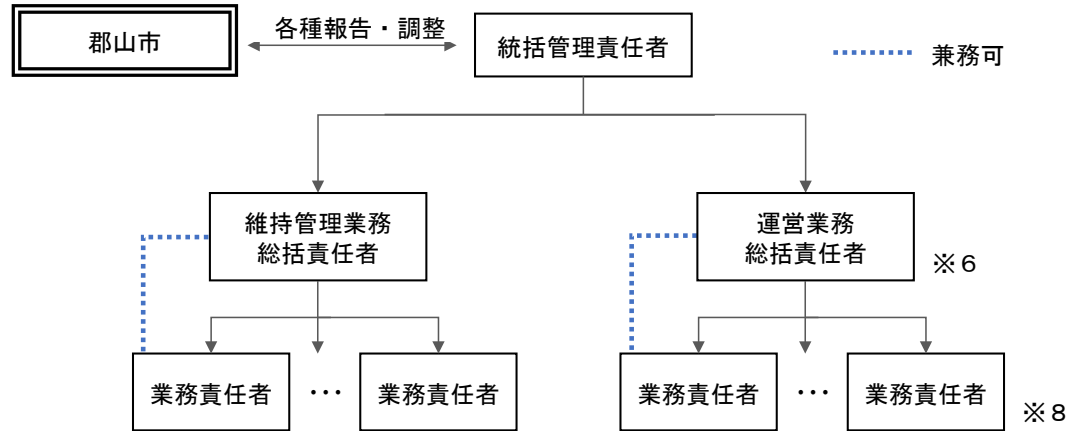
設計・建設期間中は、「設計業務総括責任者」、「建設業務総括責任者」、「工事監理業務総括責任者」、「開業準備業務総括責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。



- ※1 設計業務総括責任者として、管理技術者を配置すること。
- ※2 設計業務責任者として、建築意匠設計技術者、建築構造設計技術者、電気設備設計技術者、機械設備設計技術者及び公園設計技術者を配置すること。電気設備設計技術者と機械設備設計技術者は、同一の者が兼ねることができるものとする。
- ※3 建設業務総括責任者として、主体工事である建築工事より、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人を配置すること。なお、建設業務における監理技術者等及び現場代理人は兼務可能とする。
- ※4 建設業務責任者として、各工事の監理技術者等を配置すること。監理技術者等の配置が不要な工事については、事業者の提案に委ねる。
- ※5 工事監理業務責任者として、各工事の工事監理者を配置すること。土木工事についても同様とする。
- ※6 開業準備業務総括責任者と運營業務総括責任者は兼任可能とする。
- ※7 開業準備業務責任者として、「オープニングセレモニーの実施業務」の責任者を配置すること。

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中は、「維持管理業務総括責任者」、「運営業務総括責任者」を任命し、統括管理責任者の管理監督のもと、各業務を実施する。また、開業準備期間中の維持管理・運営業務についても、同様の体制で実施すること。



※8 運営業務責任者として総合体育館、開成山陸上競技場、開成山野球場、開成山弓道場のそれぞれに館長を配置すること。業務責任者は、各々が担うべき役割を確実にを行うことができる限りにおいては、各施設を兼ねることができるが、総合体育館の館長に限り兼務は認めない。